

労働時間制度等に関する実態調査の実施に対し、よくいただくお問い合わせについて、Q&A形式でまとめました。

Q. 労働時間制度等に関する実態調査は、どのような調査なのか。

A. 労働時間制度等に関する実態調査は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の附則及び附帯決議に基づき労働時間制度等に係る施策を検討する際の基礎資料を得るため、労働時間制度等の実態を把握することを目的として、実施している調査です。この調査結果が労働行政の施策推進のための基礎資料となります。調査の趣旨をご理解の上、ご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 調査に協力しないといけない法的義務はあるのか。

A. 法的義務はありませんが、統計法に基づく一般統計調査として総務省の承認を受けて、厚生労働省が実施する調査です。調査の結果は、労働時間制度等に係る施策の検討のための基礎資料となりますので、調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 抽出調査とのことですが、なぜ自分のところが調査対象となったのか。

A. この調査は、標本調査（一部の事業所・労働者に調査を行い、その結果で全体の状況を推計する手法）で実施します。具体的には、総務省が管理する「事業所母集団データベース」（令和4年次フレーム）を基に、労働基準法が適用される業種及び事業所規模（事業所で雇用される労働者の人数）に選別のうえ、一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的に抽出を行っています。選ばれた事業所の状況により、全国の状況を推計することとなりますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. この調査に回答した内容をもとに労働基準監督署などが監督に来ることはあるのですか。

A. この調査は、統計法に基づいて実施している一般統計調査のため、調査結果の集計以外に本調査の回答が使用されることはありません。そのため、この調査の回答内容を基に、労働基準監督署などが監督・指導に訪れることはありませんので、実態をありのままご記入いただきますようお願いいたします。

Q. 今年、事業所を廃止する予定ですが（またはすでに事業所を廃止しているのですが）、調査の対象となるのですか。

A. この調査は総務省が管理する「事業所母集団データベース」の令和4年6月1日現在のデータを基に調査対象事業所を無作為抽出しているため、すでに廃止している事業所にも調査票が送付されている場合があります。

調査内容及び調査項目に関する時点はいずれも令和6年6月30日以前であることから、令和6年6月30日まで事業所が継続していた場合は調査対象となりますので、その場合は調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 秘密は守られますか？（個人情報や事業所情報の取り扱いについて）

A. この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

委託事業者を含む調査関係者は、調査で知り得た内容について、秘密を保護することが統計法第41条で規定されています。また、同法第39条では、調査票を適正に管理すること、同法第40条では調査票の情報を統計調査以外の目的で使用してはならないことが規定されています。調査関係者に対しては、これらの規定を厳守するよう指導を徹底しています。

Q. なぜ今年度限りの調査に協力しなければならないのですか。

A. この調査は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の附則及び附帯決議に基づいて要請されている状況調査であり、平成31年に施行された改正後の労

働基準法等の施行状況を把握するために実施されるものです。お手数ではございますが、今後の労働基準法等の施策の検討に資するよう、調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. なぜ、送られてきた封筒の問い合わせ先や同封の返信用封筒の宛先が厚生労働省のものではないのですか。

A. この調査は、株式会社イマージュに、調査票の発送、受付、点検、入力等の業務を委託しており、送付した封筒の問い合わせ先や同封の返信用封筒の宛先は同社のものです。なお、同社には、厚生労働省による指導の下、調査票の適切な管理等のセキュリティ対策が義務づけられており、調査票は統計の目的以外で使用することはありません。

Q. 調査結果はいつ頃、どのように公表されるのですか。

A. 調査結果は令和7年の3月頃に厚生労働省ホームページに掲載するほか、政府統計の総合窓口 e-Stat ホームページにも掲載する予定です。